

円山川の豊かな自然環境を  
次世代に引き継ぐために…



フジバカマ



カワラハハコ

ふせこう水質事故



ウグイの跳躍 (蓼川井堰)

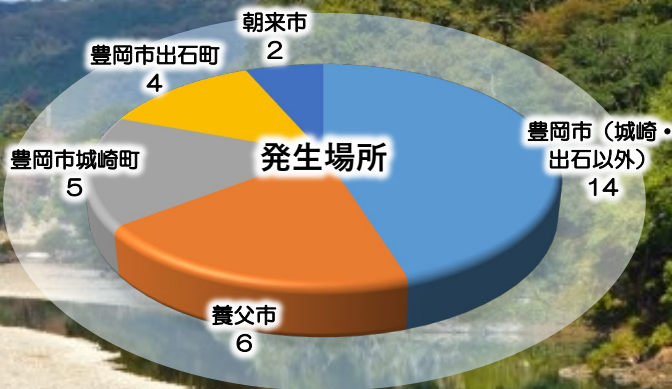


サケの遡上 (出石川)

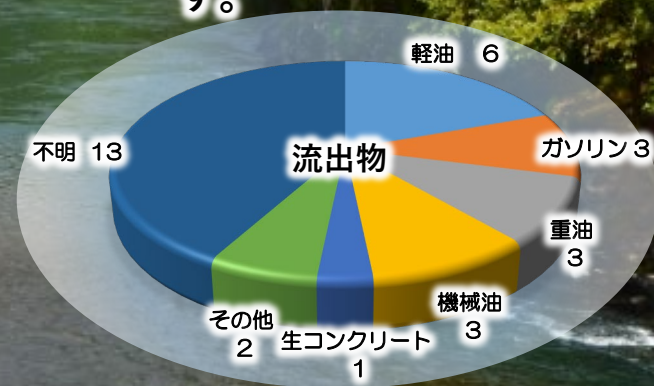
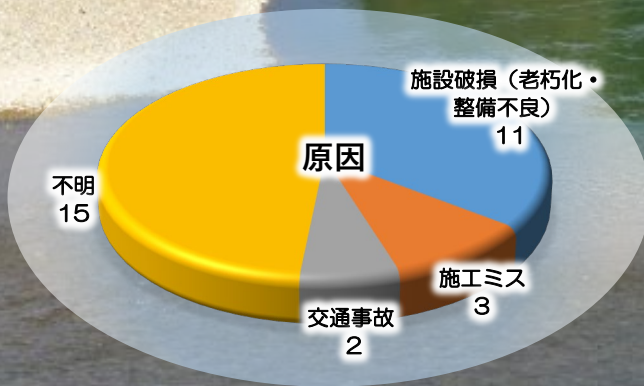
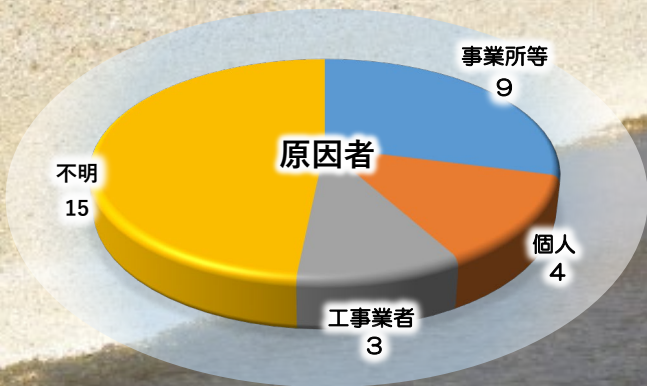
# ふせごう水質事故 ① 現在起きていること



円山川水系 水質事故発生件数



令和元年度から令和5年度までの5年間に円山川流域で発生した**水質事故は31件**でした。原因が判明している中では、**老朽化や整備不良等による施設破損が最も多く**、一方で、**不法投棄等の原因者不明の水質事故は15件**と多発しています。



豊かな水の恵みや心に癒やしを与えてくれる円山川を守り、次世代に引き継ぐために、私たちが出来ることは何でしょう……。

# ふせごう水質事故 ② 家庭でできること



★ 家庭では ★



天ぷら油や古くなった灯油は下水や水路に流さず**適切に処理**しましょう。  
※故意に流出させた場合は、**河川法**や**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**により処罰されます。



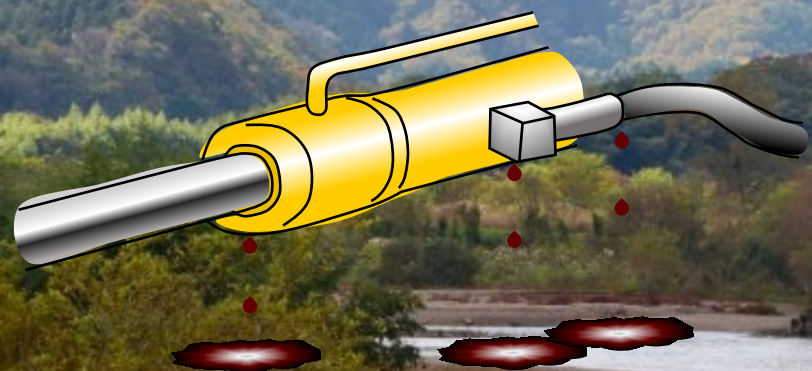
灯油などをポリタンクで保管する場合は、**キャップをしっかりと閉め**ましょう  
閉め方が緩いと、タンクが転倒した際に中身が漏れ出す恐れがあります

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意ください

# ふせこう水質事故 ③ 事業所でできること



★ 事業所では ★



油圧系や配管類・屋外貯蔵タンクはこまめに点検し

- 亀裂
- サビ
- 曲がり
- へこみ
- 継ぎ手部分の油にじみ 等があれば早めに補修や交換を！

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意下さい

# ふせごう水質事故 ④ まず通報！

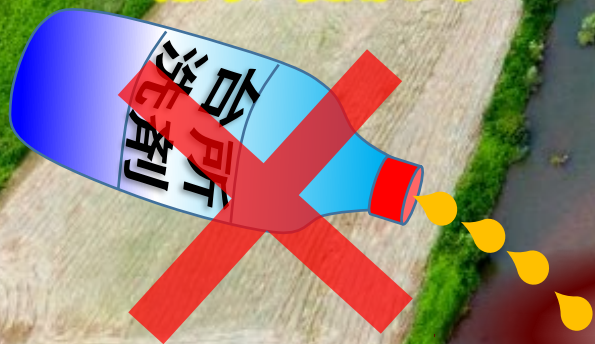
- 水路や河川で油（膜）を発見したら
- 水路や河川へ油や薬品等を流出させてしまったら

**水質事故は時間が経つほど、対応が困難になります。**

水路や河川の管理者が解っている場合は、その管理者へ  
管理者が解らない場合は、最寄りの行政機関へ**通報して下さい。**

- 台所洗剤では油を中和できません。**  
台所洗剤を散布すると、かえって**回収が困難になります**ので、**絶対に使用しない**で下さい。

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意下さい



# ふせこう水質事故 ⑤ 原因者負担の原則



水質事故対応（拡散防止、回収と処分）に要する費用は、原因者にご負担頂きます。



拡散防止と回収材設置の例

河川法（昭和39年法律第167号）抜粋  
（原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。



### ※関係法令

#### ◇河川法 (昭和39年法律第167号) 抜粋

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 (略)

#### ◇河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 抜粋

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、**みだりに次に掲げる行為をしてはならない。**

一 河川を損傷すること。

二 **河川区域内の土地 (略) に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。**ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石 (砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、**ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物**

三 (略)

2 (略)

### ※罰則規定

第五十八条 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、**六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金**に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、**三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金**に処する。

一 (略)

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、**河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者**

三 (略)

(略)

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。